

事務連絡  
令和3年2月26日

一般社団法人岐阜県医師会  
会長 河合 直樹 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

東日本大震災における原子力災害により避難している方への新型コロナウイルスワクチンの接種の取扱いに係る周知のお願いについて

標記に関し、復興庁から別添のとおり通知がありましたので、御了知いただくとともに、貴会会員へ周知くださいますようお願いいたします。

感染症対策推進課ワクチン接種対策チーム			
係長	長屋	担当	奥中、福井
電話	058-272-8206 (直通)		



事務連絡  
令和3年2月19日

各都道府県  $\left[ \begin{array}{l} \text{被災者支援担当部(局)} \\ \text{新型コロナウイルスワクチン担当部(局)} \end{array} \right]$  御中

復興庁(医療・福祉班)

東日本大震災における原子力災害により避難している方への新型コロナウイルスワクチンの接種の取扱いに係る周知のお願いについて

東日本大震災における避難者の支援については、日頃より格別の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

東日本大震災における原子力災害により、住民票所在地市町村の区域外に避難する者へのワクチン接種については、今月17日に厚生労働省が開催した「第3回新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会」において、避難者が避難先市区町村において接種を円滑に受けられるようにするための以下の具体的な取扱い(別添1参照)が示されたところです。

- ・ 避難元市町村が「住所地外接種届出済証」を発行し、接種券と併せて避難者に送付する(避難者による避難先市区町村での住所地外接種に係る届出手続きは不要)。
- ・ 避難者は、接種券及び当該届出済証を接種時に持参することにより、住民票所在地以外市区町村でワクチン接種を受けることができる。

これを受け、福島県知事から各都道府県知事に対し、「東日本大震災における原子力災害により福島県外に避難している方の新型コロナウイルスの接種について(依頼)」(令和3年2月17日付け2健第10070号福島県知事通知)(別添2参照)が通知されています。

つきましては、貴都道府県におかれましては、東日本大震災の原子力災害により、住民票所在地市町村の区域外に避難する方へのワクチンの接種が、避難先市区町村の医療機関等において、円滑に行われるよう、別添1及び別添2を御確認いただいた上で、その取扱いについて、管内各市区町村、医療機関を含む関係機関及び避難者への周知に、特段の御配慮、御対応を賜りますよう、宜しくお願いいたします。

(照会先)

復興庁医療・福祉班

担当：寺本・飯田

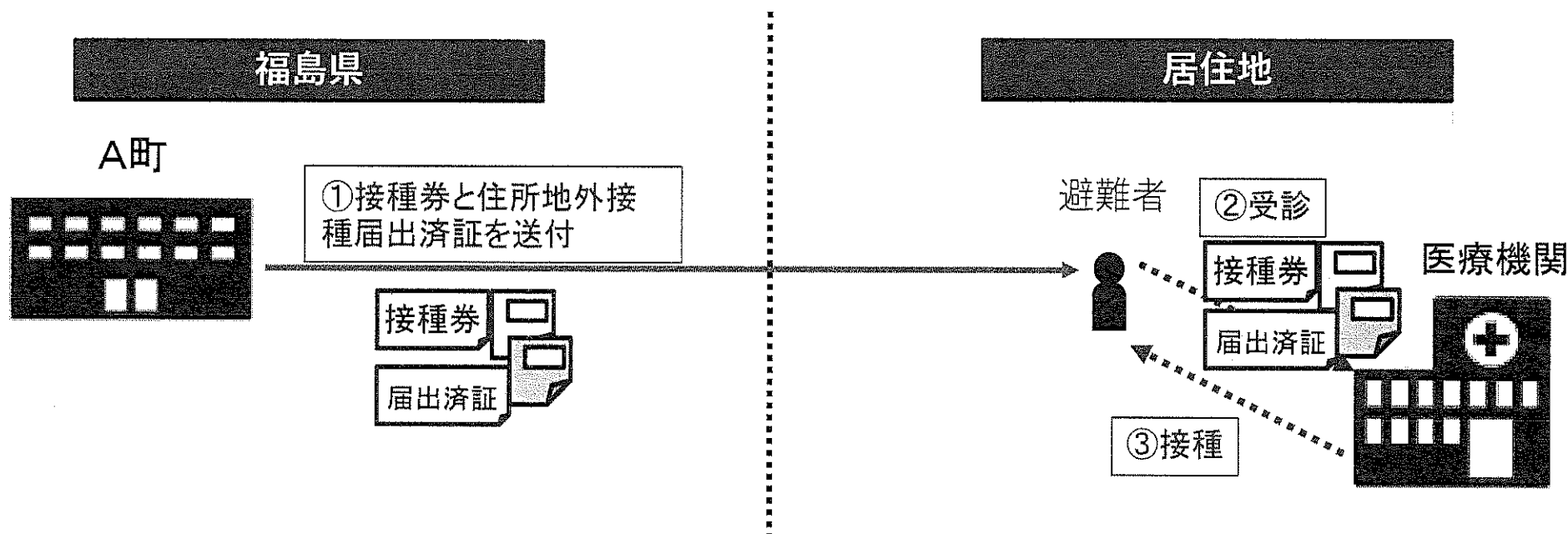
TEL：03-6328-0269(直通)

# 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害により市町村の区域外に避難する者の接種場所の取扱い

出典: 令和3年2月17日第3回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会資料(一部追記)

- 新型コロナウイルスワクチンの接種は、現行の定期接種と同様、住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とする。
- 他方、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害により、住民票のある市町村の区域外に避難する者は、当該市町村で接種を受けることが困難であることから、避難元自治体が発行する「住所地外接種届出済証」を接種時に持参することにより、住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができることとする。

※住所地外接種届出済証の様式は追って国からお示しする。



2 健第 10070 号  
令和 3 年 2 月 17 日

〇〇都道府県知事 様

福 島 県 知 事  
〔福島県新型コロナウイルス  
感染症対策本部長〕

東日本大震災における原子力災害により福島県外に避難している方の  
新型コロナウイルスワクチンの接種について（依頼）

当県の原子力災害による避難者の支援につきましては、日頃より格別の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

貴職におかれては、目下、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」（健発 1023 第 3 号、令和 2 年 10 月 23 日）に基づき、管内市区町村におけるワクチン接種体制整備に向けた支援を進めておられることと思います。

東日本大震災及び原子力災害の発生から、間もなく 10 年目の節目を迎えますが、今なお 28,959 人もの福島県民が県外での避難生活を続けております（貴〇〇都道府県には〇〇人が避難。令和 3 年 1 月 13 日調査時点（別添 1 参照））。避難者は、ワクチン接種に当たっては住所地外での接種となることから、福島県としては、現在、避難者が避難先市区町村で円滑にワクチン接種が受けられる方法（別添 2 参照）について、厚生労働省と調整を進めているところです。

つきましては、貴〇〇都道府県におかれては、管内市区町村において進むワクチン接種体制の整備に当たって、当該避難者が円滑にワクチン接種できるよう、予め、御配慮くださるとともに、下記について周知に御協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 住所地外で接種するために必要な「住所地外接種届出済証」については、避難先自治体に代わり、避難元自治体が接種券と併せて避難者に送付することを管内市区町村及び郡市区医師会等の関係機関へ周知願います。
- 2 各市区町村において実施されるワクチン接種に係る手続等について、避難者への確実な周知に配慮願います。

（事務担当 福島県医療対策班ワクチン接種チーム 主任主査加藤 電話 024-521-8680）

【別添1】

## 福島県から県外への避難状況

調査時点：令和3年1月13日(水)

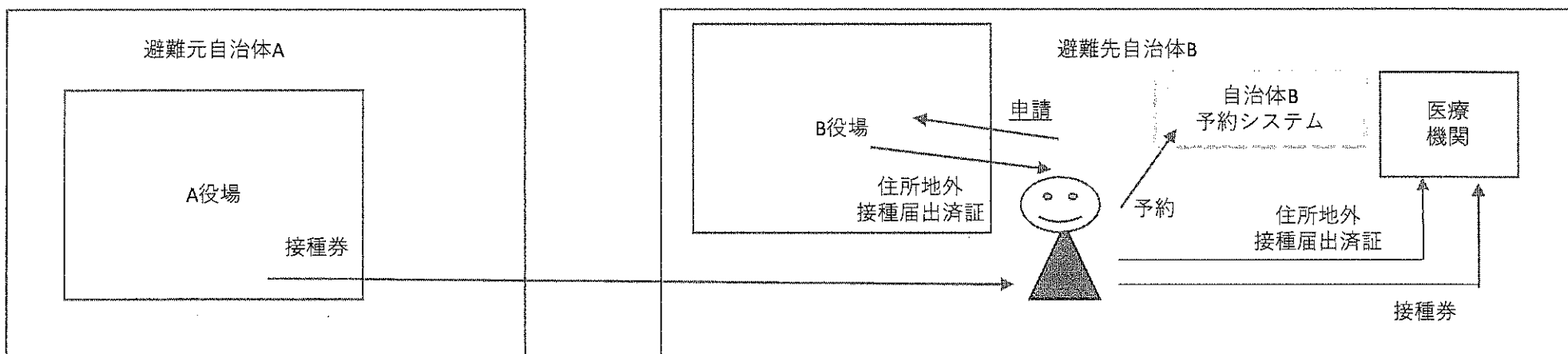
復興庁からのデータ提供：令和3年1月29日(金)

地方名	都道府県	学校・ 体育館等	公営 住宅等	病院・社会 福祉施設等	民間賃貸 住宅	親族・ 知人宅等	ホテル・ 旅館等	分類 不明	合計
北海道	北海道		257	4	350	78		170	859
東北	青森		24	1	2	151			178
	岩手		16	1	9	52		256	334
	宮城		199	8	1,338	628		557	2,730
	秋田		30		126	76		152	384
	山形		99	6	687	90		559	1,441
	福島								
関東	茨城		183	39	1,117	175		1,411	2,925
	栃木		211	12	1,806	99		628	2,756
	群馬		60	8	326	87		200	681
	埼玉		131	23	872	101		1,563	2,690
	千葉		150	22	752	430		748	2,102
	東京		586	25	1,125	272		992	3,000
	神奈川		21	8	28	1,753			1,810
中部	新潟		45	6	1,297	832			2,180
	富山		6		21	1		70	98
	石川		4	1	34	24		8	71
	福井		20		43	11			74
	山梨		99		267	36		48	450
	長野		95	1	271	52		114	533
	岐阜		14		39	11		50	114
	静岡		12		224	28		115	379
	愛知		63		405	47			515
	近畿	三重		16		74	9		28
滋賀			20		34	5		53	112
京都			1					231	232
大阪			87	1	73	22		101	284
兵庫			117		137	60		96	410
奈良			12		19	8			39
和歌山			3		9	11		2	25
中国	鳥取		9		19			14	42
	島根		5	1	36	1		5	48
	岡山		45		63	69		21	198
	広島				81	32		54	167
	山口		13		25	8		2	48
四国	徳島				9	1			10
	香川		7		16			2	25
	愛媛		6		15	5			26
	高知		3			9		11	23
九州	福岡		41		166	31		45	283
	佐賀		14		21	5		4	44
	長崎		18		17	6		5	46
	熊本		40		12	23			75
	大分		8	1	55				64
	宮崎		31		59	14		45	149
鹿児島		11		23	6		7	47	
沖縄	沖縄		17		99	6		9	131
合計			2,849	168	12,201	5,365		8,376	28,959

※復興庁「全国の避難者数」調査のうち福島県分を抽出。

【原則】 住所地外接種を受ける者は、原則接種を行う医療機関等が所在する市町村に事前に届出を行い、当該市町村は「住所地外接種届出済証」を発行する。（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（1.2版）」p.55～より）

※ 同手引き（1.2版）において、市町村への届出を省略することができる場合の例示に「災害による被害にあった者」があるものの、ここでは原子力災害による福島県の避難者の扱いが明らかでない。



【原子力災害避難者に係る対応の明確化】避難元自治体が「住所地外接種届出済証」を発行することとし、これにより、避難者の申請手続きや避難先自治体の発行処理は不要となる。

